

仕 様 書

札幌市（以下「委託者」という。）と業務提供者（以下「受託者」という。）とで締結する「デジタルカラー複合機保守サービス業務」の仕様について、次のとおり定める

1 役務の名称：デジタルカラー複合機保守サービス業務

2 保守対象機器

メーカー	品名	数量
リコー	本体 R I C O H I M C 7 0 1 0	1 台
	F A Xユニット タイプM53	1 台
	インナー1ビントレイ B N 3 1 5 0	1 台
	給紙テーブル P B 3 3 2 0	1 台
	中継ユニット B U 3 1 0 0	1 台
	1000 枚中綴じフィニッシャー S R 3 3 3 0	1 台
	リコーカンタン私書箱プリントA E 2 タイプF 1 2	1 ライセンス

3 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

4 設置場所

東区市民部地域振興課（札幌市東区北11条東7丁目 東区役所3階）

5 業務内容

(1) 複合機の保守

上記2で掲げた保守対象機器について、常時正常な状態で使用できるよう、受託者は、必要に応じて技術員を設置場所に派遣し、点検・調整・部品の交換を行うこと。

また、保守対象機器が故障した場合には、受託者は委託者の要請により、直ちに技術員を設置場所に派遣して速やかに正常な状態に回復させること。

(2) 消耗品の供給

保守対象機器から出力される印刷物の画質等維持のため、必要に応じて、ドラム等の必要部品（印刷用紙・ステープラー針は除く。）を交換すること。また、委託者が自ら交換可能なトナー等の消耗品については、委託者に予備を供給すること。

(3) その他

受託者は、リコーカンタン私書箱プリントA E 2の機能を利用できるよう維持すること。

6 契約方法

単価契約とする。

単価契約の価格は下表の区分ごとに設定する。

	区分	予定印刷枚数
(A)	モノクロ	15,255 枚/月
(B)	フルカラープリント	5,683 枚/月

(C)	フルカラーコピー	300 枚/月
(D)	リコーカンタン私書箱プリント A E 2 (パフォーマンスチャージの月額)	

※ (A)～(C)の予定印刷枚数は過去の実績に基づいて算出したものであり、実際の印刷枚数を保証するものではない。

※ (A)～(C)の予定印刷枚数は次の 7 に示すテスト及び不良プリントの控除後の枚数である。

7 テスト及び不良プリントの控除

各月の使用枚数は、保守対象機器の月間カウントからテスト及び不良プリント相当分（保守対象機器の月間カウントに 0.3% を乗じた枚数（小数点以下切り捨て））を控除した枚数とする。

8 保守料金の支払い

各月の保守料金の支払いは、以下①②の合計金額に消費税及び地方消費税の額として当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（円未満の端数は切り捨て）とする。

- ① 上記 6 (A)～(C)の各区分の単価に各月の使用枚数を乗じて得た金額の合計金額（円未満の端数は切り捨て）
- ② 上記 6 (D)のリコーカンタン私書箱プリント A E 2（パフォーマンスチャージの月額）の単価（1 円単位）

9 留意事項

- (1) 毎月の保守業務が完了したときは、完了届のほか、各区分の印刷枚数、控除枚数について、書面により速やかに委託者に報告し、完了検査を受けること。
- (2) 5(1)及び(2)にかかる費用については、受託者が負担すること。
- (3) 受託者の作業の実施は、祝日・年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）を除く平日（月～金曜日）の 9 時 00 分から 17 時 00 分に行うものとする。
- (4) 消耗品等の運搬、搬入、搬出及び廃棄等に当たっては、関係法令を遵守し、適正に作業を実施すること。
- (5) 当該保守業務の履行にあたり、技術上の関係から一般的にメーカー（保守を担当するメーカーの関連会社を含む。）が行う業務については、当該メーカーへの再委託を認める。この場合において、受託者は、契約締結後に再委託先を申し出ること。
- (6) この仕様書に定めのない事項については、委託者及び受託者の協議により決定すること。

10 連絡先（担当課）

札幌市東区北 11 条東 7 丁目 1－1
 札幌市東区市民部地域振興課 担当：大久保
 電話 011-741-2429 ファクス 011-722-2794